

島根県障がい者就労支援事業所工賃向上支援事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 島根県障がい者就労支援事業所工賃向上支援事業補助金の交付については、島根県補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）に定めるものほか、この交付要綱の定めるところによる。

(補助金の交付の目的)

第2条 この補助金は、社会福祉法人、株式会社等の法人、特定非営利活動法人等の団体（以下、「補助事業者」という。）が行う工賃向上のための事業に必要な経費であって、別表に掲げるもののうち、知事が必要かつ適當と認めるものについて、予算の範囲内において交付する。

(交付の対象)

第3条 この補助金は、「島根県障がい者就労支援事業所工賃向上支援事業実施要綱」に基づき補助事業者が行う事業を交付の対象とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式1による補助金交付申請書を知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たっては、事業実施主体において当該補助金に係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税相当額（消費税及び地方消費税に相当する額をいう。以下同じ。）のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明確でない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

(交付の条件)

第5条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容の変更または経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (5) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに知事に報告しなければならない。
なお、知事は報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- (7) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金、又は、日本自転車振興会又は日本小型自動車振興会若しくは日本船舶振興会の補助金の交付を受けてはならない。
- (8) 補助金と事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならぬ。

(事業内容の変更等の申請)

第6条 補助事業者が、規則第9条第1項の規定により知事の承認を受けようとするときは、様式2を知事に提出しなければならない。

(補助金の概算払)

第7条 知事は、必要があると認めるときは、補助金の全部又は一部を概算払いの方法により交付することができる。

2 補助事業者が、概算払により補助金の交付を受けようとするときは、様式3を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 この補助金の実績報告は、次により行うものとする。

- 1 補助事業者は、規則第10条の規定により実績報告を行おうとする場合には、様式4を知事に提出するものとする。
- 2 前号の実績報告書は、当該補助事業の完了した日から起算して1ヶ月を経過した日又は補助金交付の決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。
- 3 第4条第2項のただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1号の実績報告書を提出するに当たって当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 第4条第2項のただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1号の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（第3号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(書類等の提出)

第9条 補助事業者が、この要綱の規定により知事に提出する書類は、障がい福祉課へ提出する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関して必要な事項は知事が別に定める。

(附則)

この要綱は、平成21年4月28日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表

1 事業種目	2 基 準 領	3 対 象 経 費	4 補助率
新商品開発・販路 拡大事業	対象となる事業所 1か所当たり 年額 500,000円	新商品開発・販路拡大に必要な下記の 経費 謝 金：専門家謝金 旅 費：専門家旅費、職員旅費 開発費：原材料費、外注費 庁 費：会議費、資料購入費、消耗品 費、印刷製本費、借料、通信 運搬費、保険料、広告宣伝費 、雑役務費 委託費：事業の一部を委託する経費	<u>10</u> 10